

国立大学法人長崎大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員給与規程において、本給月額額は経営協議会の議を経て、また、期末特別手当の額は役員ごとの業績に応じ経営協議会の議を経て、これを変更できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	本学の給与に関する規定(規程及び細則)の参考としている一般職の職員の給与に関する法律が平成17年度人事院勧告を受けて改正され、俸給月額が引き下げられたことに伴い、法人の長の本給月額を6.7%引き下げた。
理事	
理事(非常勤)	非常勤役員手当を法人の長の本給月額の引き下げに準じて引き下げた。
監事	
監事(非常勤)	理事(非常勤)と同様

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,157	千円 13,272	千円 5,487	千円 398 (地域手当)		
理事 (5人)	千円 68,457	千円 46,368	千円 19,235	千円 1,391 (地域手当) 392 (通勤手当) 1,071 (単身赴任手当)	10月11日2名	10月10日2名
理事 (非常勤) (1人)	千円 3,550	千円 3,550	千円	千円 ()		
監事 (1人)	千円 11,456	千円 8,736	千円 2,412	千円 262 (地域手当) 46 (通勤手当)	4月1日1名	
監事 (非常勤) (1人)	千円 3,550	千円 3,550	千円	千円 ()		

注: 「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する常勤役員に支給されるものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事A	2,340	2 0	18.3.31	-	長崎大学役員退職手当規程第2条に基づき、経営協議会の議を経て決定した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ人件費削減に取り組む。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国から運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、現に受けている本給の昇給及び賞与時期(6月、12月)における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1年間の勤務成績に応じ、上位の号俸に昇給させることができる。 【特定職員】(平成19年1月昇給) 極めて良好:5号俸、特に良好:3号俸、良好:1号俸、やや良好でない:0号俸、良好でない:0号俸 【一般職員】(平成19年1月昇給) 特に良好:5号俸、良好:2号俸、良好と認められない:1又は0号俸 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格・降格	昇格:勤務成績が優秀で、かつ本学が定める基準を満たす者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

本学の給与に関する規定(規程及び細則)の参考としている一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則が平成17年度人事院勧告を受けて改正されたことに伴い、国と同様に本学も次のような改正を行った。

- ① 職員の本給月額を平均4.8%引き下げた。(新たな本給月額が平成18年3月31日に受けていた本給月額に達しない職員に対しては、その差額を支給する経過措置を設けた。)
- ② 普通昇給と特別昇給を勤務実績の評価に基づく評価に統合し、年4回の昇給時期を年1回(1月1日)に統一した。また、本給表の号俸を4分割し、平成18年度から平成21年度間は、昇給幅を1号俸抑制することとした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1,869	44.9	7,087	5,124	47	1,963
事務・技術	435	43.9	5,884	4,284	58	1,600
教育職種 (大学教員)	851	47.4	8,666	6,225	43	2,441
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	332	40.5	5,418	3,945	44	1,473
技能・労務職種	45	54.1	5,489	3,996	56	1,493
海事職種	16	43.7	7,467	5,413	0	2,054
海技職種	19	49.6	6,273	4,571	0	1,702
教育職種 (附属高等教員)	22	40.1	7,034	5,194	66	1,840
教育職種 (附属義務教育学校教員)	51	38.2	6,586	4,858	50	1,728
医療職種 (病院医療技術職員)	94	40.8	5,455	3,982	53	1,473
その他医療職種 (看護師)	3	51.5	6,365	4,588	16	1,777
その他	1	-	-	-	-	-

在外職員	1	-	-	-	-	-
------	---	---	---	---	---	---

任期付職員	2	-	-	-	-	-
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他	2	-	-	-	-	-

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1	-	-	-	-	-
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
1	-	-	-	-	-	-

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	80	44.1	3,559	2,649	63	910
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
40	50.6	3,516	2,609	68	907	
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
3	32.5	4,484	3,355	58	1,129	
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
1	-	-	-	0	0	
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
12	52.9	3,777	2,793	82	984	
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
24	30.8	3,458	2,570	49	888	

注1:【常勤職員】については、【在外職員】、【任期付職員】及び【再任用職員】を除く。

注2:「教育職種(大学教員)」には、診療行為を行う教育職員を含む。

注3:「技能・労務職種」とは、実験助手、調理師、守衛等の業務を行う職種を示す。

注4:「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、一等航海士等の業務を行う職種を示す。

注5:「海技職種」とは、船舶の甲板長、操機長、司厨長等の業務を行う職種を示す。

注6:「教育職種(附属高校教員)」には、附属養護学校教員を含む。

注7:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注8:「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外に勤務する看護師及び保健師を示す。

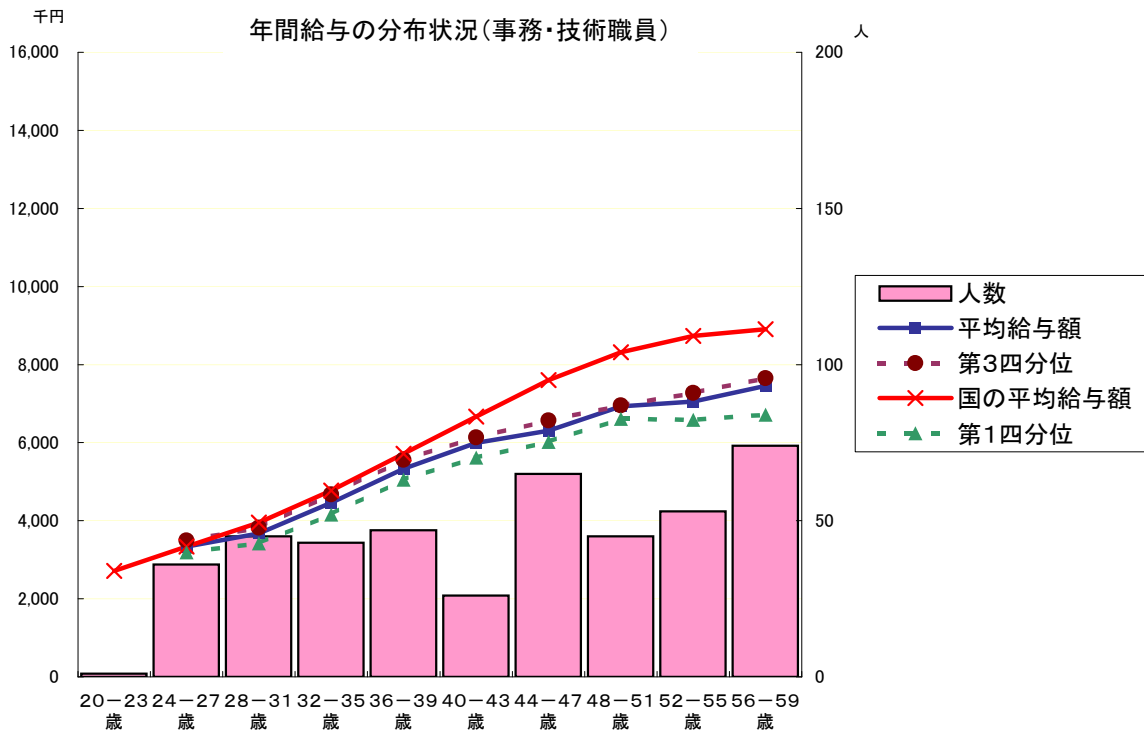
注9:【常勤職員】の「その他」とは、病院以外に勤務する臨床検査技師を示すが、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注10:【在外職員】、【任期付職員】の「その他」及び【再任用職員】の「技能・労務職種」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注11:【非常勤職員】の「医療職種(病院医師)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。⑤まで同じ。

注2: 「四分位」とは、ばらつきの度合を示す指標である。

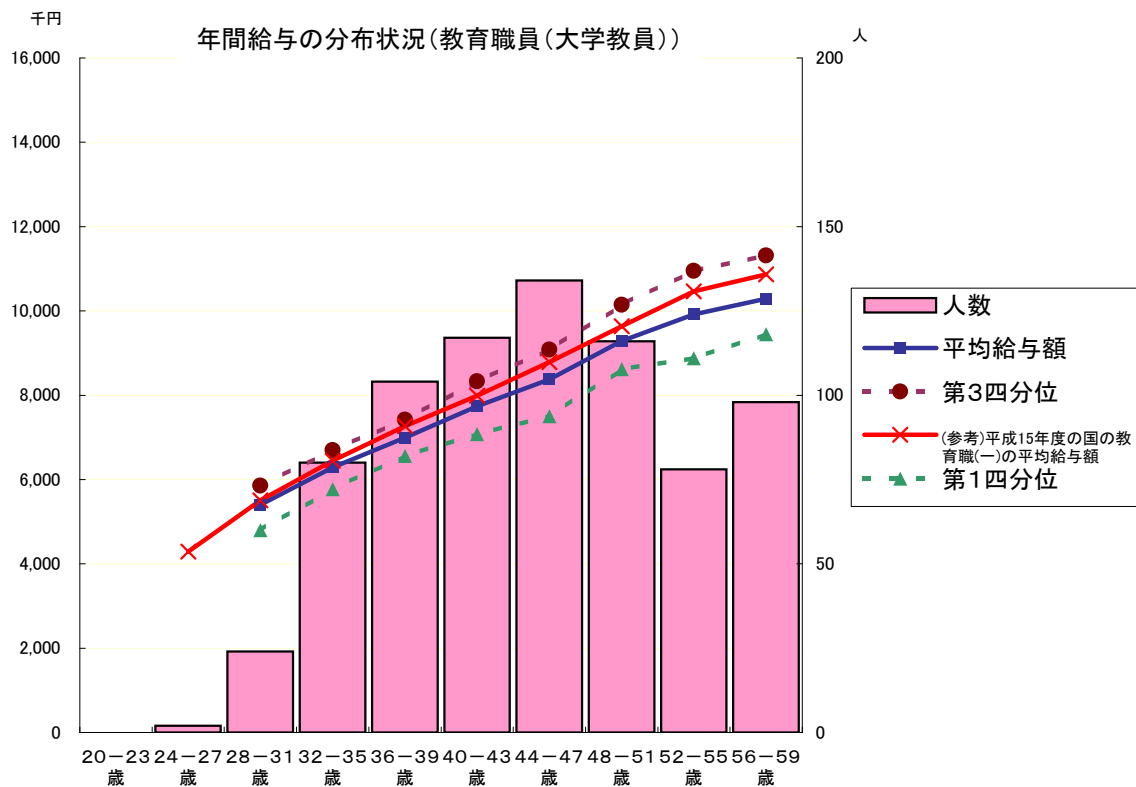
「第1四分位」とは年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額、「第3四分位」とは小さい方から75%目の額とする。

注3: 年齢20～23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与に関する折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
部長	5	58.1	10,145	10,570	10,768	
課長	28	54.9	8,009	8,451	8,928	
課長補佐	37	55.4	7,111	7,321	7,484	
係長	173	49	6,242	6,472	6,799	
主任	92	40.8	4,804	5,284	5,752	
係員	100	29.8	3,279	3,681	3,864	

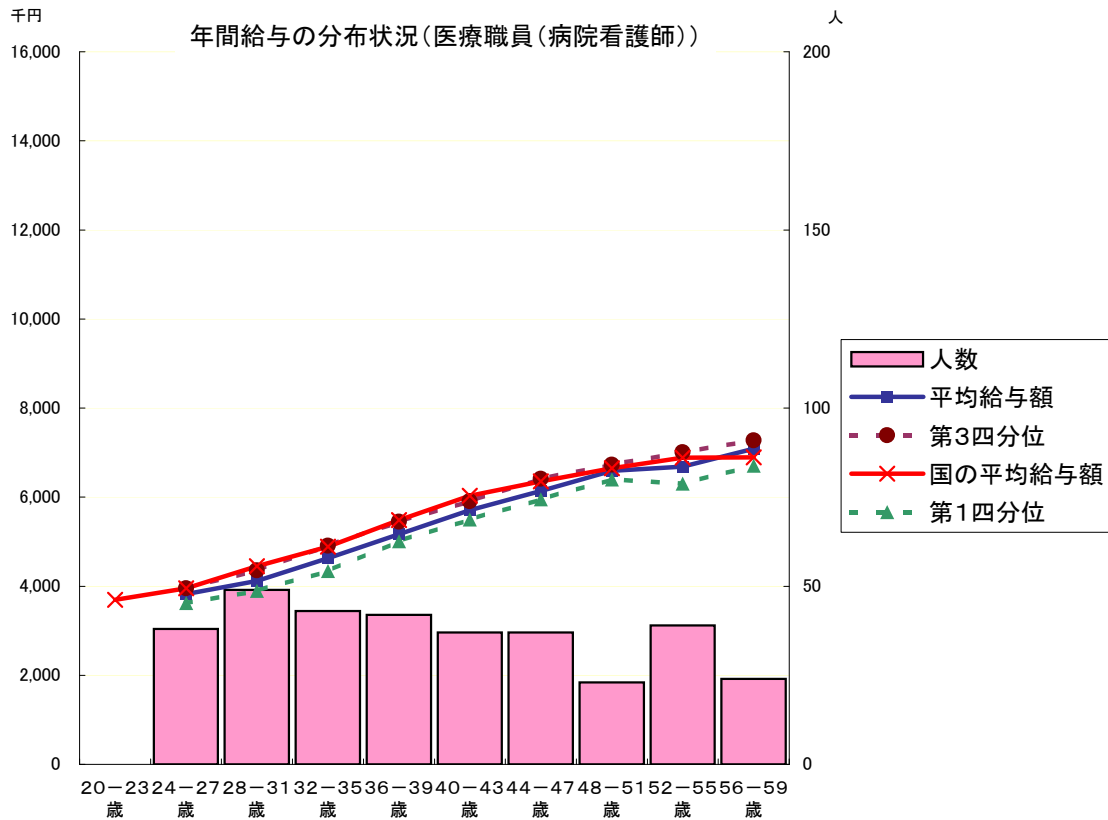
注: 本法人には「本部課長」及び「地方課長」の区別がないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、「課長」を記載した。なお、「課長」には課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。



注：年齢24～27歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与に関する折れ線は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	286	56.1	10,194	10,826	11,424		
准教授	228	45.6	7,974	8,493	9,151		
講師	94	43.9	7,192	7,730	8,356		
助教	218	39.7	6,217	6,543	6,981		
助手	10	50.5	6,528	7,014	7,413		
教務職員	15	42.4	4,776	5,462	6,026		



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
看護部長	1	-	-	-	-	-
副看護部長	4	56.5	-	7,660	-	-
看護師長	29	51.8	6,499	6,860	7,190	-
副看護師長	82	47.7	5,936	6,299	6,720	-
看護師	214	35.7	4,028	4,754	5,464	-
准看護師	2	57	-	-	-	-

- 注1: 看護部長は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、
 注2: 副看護部長は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、四分位は記載していない。
 注3: 准看護師は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年間給与」に関する事項については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任	主任・係長	係長・補佐	補佐・課長	課長・部長	部長
人員(割合)	435	48 11.0%	71 16.3%	210 48.3%	62 14.3%	26 6.0%	13 3.0%	5 1.1%
年齢(最高～最低)		32～22	56～27	59～34	59～45	59～39	59～43	59～56
所定内給与年額(最高～最低)		2,736～2,114	4,232～2,430	5,132～3,128	5,675～4,767	6,326～5,008	7,021～6,102	8,704～7,012
年間給与額(最高～最低)		3,669～2,889	5,672～3,337	7,141～4,326	7,818～6,674	8,614～7,037	9,490～8,389	11,944～9,821

区分	計	8級	9級
標準的な職位		部長・局長	局長
人員(割合)		0%	0%
年齢(最高～最低)			
所定内給与年額(最高～最低)			
年間給与額(最高～最低)			

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手・助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	851	15 1.8%	228 26.8%	95 11.2%	227 26.7%	286 33.6%
年齢(最高～最低)		54～27	62～27	61～29	62～31	64～43
所定内給与年額(最高～最低)		4,610～2,845	5,737～2,879	6,585～3,860	7,236～3,975	10,051～5,430
年間給与額(最高～最低)		6,343～3,912	7,824～3,933	9,100～5,285	9,828～5,603	14,001～7,730

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	332	2 0.6%	214 64.5%	88 26.5%	23 6.9%	4 1.2%	1 0.3%	0
年齢(最高～最低)		-	57～24	59～35	59～46	58～53	-	
所定内給与年額(最高～最低)		-	5,002～2,483	5,367～3,611	5,317～4,521	5,903～5,080	-	
年間給与額(最高～最低)		-	6,899～3,395	7,354～5,007	7,518～6,451	8,159～7,185	-	

注1: 6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)以下の事項については記載していない。

注2: 1級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／
医療職員(病院看護師)
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	64.6	67.9	66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4	32.1	33.7
	最高～最低	48.0～32.0	42.1～29.2	43.1～30.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.8	68.7	67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.2	31.3	32.7
	最高～最低	40.7～31.2	37.5～28.4	36.9～29.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.8	66.0	64.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.2	34.0	35.5
	最高～最低	49.0～32.3	45.1～29.3	45.6～30.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.7	68.7	67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.3	31.3	32.7
	最高～最低	46.0～30.8	42.6～28.1	42.9～29.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	58.4	64.5	61.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	41.6	35.5	38.5
	最高～最低	43.1～40.7	42.6～30.7	42.9～35.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.0	68.2	66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.0	31.8	33.3
	最高～最低	40.7～30.8	37.5～28.0	39.0～29.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標

(事務・技術職員)	
対国家公務員(行政職(一))	86.3
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	99.5
(教育職員(大学教員))	
対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	95.3
(医療職員(看護師))	
対国家公務員(医療職(三))	96.2
対他の国立大学法人等(医療職員(看護師))	98.9

注1: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

[教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 95.9]

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	16,175,986	16,462,763	△286,777	(-1.7)	△425,640 (-2.6)
退職手当支給額 (B)	1,295,669	1,723,809	△428,140	(-24.8)	△48,674 (-3.6)
非常勤役職員等給与 (C)	3,439,399	3,030,056	409,343	(13.5)	767,963 (28.8)
福利厚生費 (D)	2,401,311	2,376,340	24,971	(1.1)	91,064 (3.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	23,312,365	23,592,968	△280,603	(-1.2)	384,713 (1.7)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含み、法定福利厚生費を除いているため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費 対前年度比較

○給与及び報酬等支給総額

平成17年度定年退職者増に伴う現員の減、超過勤務削減、本給月額引き下げ等により、平成17年度に比べ1.7%減となった。

○最広義人件費

受託研究費等による雇用の増加、プロジェクト研究員の増加等により(C)は増加したが、退職者の減により(B)が減少したため、平成17年度に比べ1.2%減となった。

②「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況(予定含む。)

○閣議決定に基づき文部科学大臣が中期目標で示した人件費削減の取組として、本学では中期計画において、平成21年度までに概ね4%の人件費を削減することを決定した。

更に、平成19年度から平成22年度までの4年間で、学長管理ポスト1%を含む5%を人員削減により人件費を削減することとし、各部局等における削減数を提示した。

○平成18年度における削減率等

基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」・・・16,462,763千円

平成18年度の「給与、報酬等支給総額」・・・16,175,986千円

平成18年度までの人件費削減率・・・-1.7%

③基準年度(平成17年度)の人件費予算相当額に対する平成18年度までの人件費削減率

平成18年度の「給与、報酬等支給総額」・・・16,175,986千円

平成17年度の「人件費予算相当額」・・・16,951,426千円

人件費の削減率(対人件費予算相当額)・・・-4.6%

IV 法人が必要と認める事項

特になし。